

22年12月1日

No.92



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

年末調整は1月11日まで

●年末調整とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払いの際に所定「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならないその1年分の正確な税額(年税額)と一致しないのが通常です。

その一致しない理由は、各人によって異なりますが、その主な理由は、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。②中途で扶養親族等に異動があること、③中途で扶養親族等に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収簿を修正することとされていないこと、④配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税

額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」といいます。

●年の途中で再就職した人

その前職分の給与を含めて年末調整を行うこととなります。本年中に前の給与の支払者から支払いを受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認して下さい。

●扶養控除の異動

年の途中で、次のような事情で扶養親族の数などに異動があった人から、異動申告が行われているか確認して下さい。

- ①出生などにより扶養親族の数が増加。又は減少した。
- ②結婚し、控除対象配偶者を有することとなった。
- ③本人が障害者、寡婦(夫)又は勤労学生になった。
- ④扶養親族等が障害者になった。

●税額の過不足額の精算

本年分の給与所得に対する平成22年分年税額の計算ができたならば、その平成22年分年税額と、本年分の源泉徴収税額の過不足額を求め、その精算をして下さい。

●超過額の還付

給与の支払者が納付する源泉徴収税額が無いなどの理由により、超過額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、超過となった各人に直接還付することになります。

決算書作成指導・相談日予約について

平成22年分の決算書作成指導はつぎのとおりです。この期間は予約制となります。

- 期間 平成23年1月20日～3月11日
- 申込 12月上旬に「予約申込書」を郵送します。お早めにお申込みください。電話予約可。
- 相談日 後日ハガキでお知らせします。

提出用の決算書は 税務署から送付されたものを

確定申告の際に提出する決算書の用紙は納税者番号等の印字された税務署から送付された決算書をお使い下さい。税務署では11月下旬に決算書等を送付しました。確定申告時まで大切に保管しておいて下さい。
※税務署から決算書が届かなかった方は申告会へご連絡ください。

年末調整の個別相談会

年末調整の個別相談会を次の通り行います。

■期間

12月13日～1月11日(第2、4土・日曜・祭日を除く。尚、12月29日～1月4日までは休業となります。)

■会場

青色申告会事務所

■必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書、扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書(生命保険料、損害保険料、国民年金、健康保